

山口県報

平成23年
4月5日
(火曜日)

目 次

告示	土地改良事業計画変更の同意（農村整備課）	一
公告	保安林指定の解除（萩市）（森林整備課）	一
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく公聴会の開催（自然保護課）	一
	萩都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）	一
	萩都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）	二
	萩都市計画駐車場の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）	二
	萩都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）	二
	開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	二
	宅地建物取引業者の業務の停止（住宅課）	三

山口県告示第百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第一項の規定により、
市町が行う土地改良事業の計画の変更について次のとおり同意した。

平成二十三年四月五日

市町名	施行地区	事業の種類	山口県知事	二 井 関 成
山口市	沖の原地区	ほ場の整備	同意年月日	平成二三、三、二八

山口県告示第百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十三年四月五日

- 解除に係る保安林の所在場所
萩市大字佐々並字新茶屋一三八の八五
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

山口県知事 二 井 関 成

（八二）鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく公聴会の開催

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

平成二十三年四月五日

山口県知事 二 井 関 成

- 公聴会において聴こうとする案件
特別保護地区の指定
 - 公聴会の日時及び場所
指定しようとする
特別保護地区
江汐鳥獣保護区特別保
護地区
- 平成二三、五、二七 山陽小野田市役所
午後二時

(八三) 萩都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

萩市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による萩都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年四月五日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
萩都市計画用途地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(八四) 萩都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧

萩市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による萩都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年四月五日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
萩都市計画防火地域及び準防火地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(八五) 萩都市計画駐車場の変更に係る図書の写しの縦覧

萩市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による萩都市計画駐車場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年四月五日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
萩都市計画駐車場第三号大照院前駐車場
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(八六) 萩都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

萩市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による萩都市計画公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年四月五日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
萩都市計画公園五・四・三中央公園
萩都市計画公園八・二・一唐樋札場跡公園
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(八七) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十三年四月五日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
光市室積大町
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
光市室積松原一二番二〇号
作花 實

一 開発区域に含まれる地域の名称

光市木園一丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

周南市大字大河内七〇〇番地の三〇二

株式会社昇栄

(八八) 宅地建物取引業者の業務の停止

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項第五号の規定により、次のとおり宅地建物取引業者に対し、その業務の停止を命じました。

平成二十三年四月五日

山口県知事 二井 関 成

一 処分を受けた者

商 号 氏 名 住 所

エイチ・エス 清水 弘文 宇部市常盤町一丁目三番二八号

二 処分の内容

平成二十三年四月八日から同年七月六日までの間における宅地建物取引業務の全部の停止

平成二十三年四月五日印刷
発行

発行
行人所

山口県知事
山口市